

# 買い物クーポン加盟店向けFAQ（よくあるご質問と回答）

令和8年1月28日時点

## ○買い物クーポン加盟店について

番号	質問内容	回答内容
1	団体客の受入が可能な施設でないと買い物クーポン加盟店に登録できませんか。	買い物クーポンの加盟店は能登12市町に所在する店舗であれば登録可能です。旅行会社は団体客の受入が可能な施設を中心に選定し、行程を組むものと思われますが、例えば、宿泊施設の近隣にある店舗などは、旅行参加者が自由時間に訪れる可能性があります。
2	HPに掲載されている旅行商品一覧を見ると、行く場所がある程度決まっているように思いますが、買い物クーポン加盟店に登録し、旅行商品に組み込んでいただく可能性を上げるには、旅行会社や観光協会DMOなどにアプローチすればよいですか。	買い物クーポン加盟店一覧はHPに公開し、旅行会社にも参照いただきますが、本キャンペーンを契機に、ぜひ旅行会社や、旅行商品に組み込まれている周辺の宿泊施設などに働きかけをしていただけますと幸いです。
3	買い物クーポンでの決済にあたって、加盟店側の手数料負担は発生しますか。	発生しません。
4	1度の加盟店登録申請で複数店舗分をまとめて申し込むことはできますか。	HPの申請フォームから1度の申請で登録できるのは1店舗分になります。店舗数が非常に多く申請作業が煩雑な場合は事務局にご相談ください。
5	複数店舗分を一つのアカウントで管理することはできますか。	振込先が同一であれば、複数店舗を一つのアカウントで管理できます（店頭掲示決済用2次元コードは複数店舗で同一の2次元コードを発行します）。ただし、売上を個別の店舗ごとに確認したいのであれば、個々に登録申請をいただき、店舗ごとにアカウントを取得いただく必要がございます。
6	買い物クーポンについて、「たばこ」は利用対象外の商品とのことです、実施要項上のどの区分に該当するでしょうか？	たばこの購入に買い物クーポンを充てることはできません。実施要項の「5. クーポンの利用対象にならない商品等」の「その他」区分の事例欄に追記しました。
7	宿泊先での飲食代の支払いに買い物クーポンは使用できますか？	旅行商品代に含まれない、旅行参加者が個別に追加注文する飲食代には使用可能です。
8	飲食や物販以外にワークショップのような体験も買い物クーポンの利用対象になりますか。	対象となります。

9	買い物クーポンの利用対象商品について、店舗の都合で独自のルールを設けてもよい か。	可能です。独自に買い物クーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行参加者が認識できるよう店舗内での掲示物、チラシ等によりその旨を明示してく ださい。
10	一つの店舗内で、決済用の2次元コードが複数欲しい場合はどうすれば良いでしょ うか。	決済用の2次元コードはA4の一枚紙になりますので、複数必要な場合は、コピーして 利用ください。コピーの際は、2次元コード部分に汚れ等があると正常に作動しませんの で、ご注意ください。
11	イベント等に出展する際に決済用の2次元コードを持ち出すことは可能ですか。	店舗以外の場所で2次元コードを使用する際は、事前に「日時」「場所」を事務局にお 伝えください。なお、原則として能登12市町内の使用に限るものとします。
12	現金と買い物クーポンの合算利用は可能ですか。	可能です。

## ○その他、制度概要等について

番号	質問内容	回答内容
13	バスの手配だけを旅行会社に依頼し、宿泊施設は団体の幹事などが直接宿泊施設に 申し込む場合でも本事業の助成対象となりますか。	対象となります。ただし、本事業の助成対象は旅行会社であり、実績報告に必要な書 類（宿泊施設の請求書または領収書写し）は旅行会社から事務局に提出いただけま す。事前に、旅行会社と団体の幹事様等との間でしっかりと協議いただきますようお願 いします。